群馬銀行

証券コード：8334

第137回

定時株主総会招集ご通知

開催日時　2022年６月24日（金曜日）
午前10時　受付開始：午前９時

開催場所　当行本店３階大会議室
群馬県前橋市元総社町194番地

＜ご来場自粛のお願い＞
新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会へのご来場を見合わせ、可能な限り、郵送またはインターネット等により議決権を事前にご行使いただきますようお願い申し上げます。
株主総会当日の模様は、後日、当行ウェブサイト（https://www.gunmabank.co.jp/ir/kabusiki/kabusiki4.html）にて動画配信を予定しております。

目次

ごあいさつ …… 1
企業理念 …… 2
群馬銀行グループ「パーパス」…… 3
第137回定時株主総会招集ご通知 … 5
株主総会参考書類
第１号議案　剰余金の処分の件 …… 8
第２号議案　定款一部変更の件 …… 9
第３号議案　取締役９名選任の件 …11
第４号議案　監査役２名選任の件 …22
添付書類
第137期事業報告 ……26
計算書類 ……54
連結計算書類 ……56
監査報告書 ……58
群馬銀行グループの取組み ……63

ごあいさつ

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素から群馬銀行をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当行は1932年設立以来、さまざまな社会・経済の変遷のなかで、地域のリーディングバンクとして地域社会の発展を常に考え、行動するとともに、経営体質の強化に努め、今日の基盤を築いてまいりました。これもひとえに株主の皆さまの温かいご理解、ご支援の賜と深く感謝しております。

金融機関を取り巻く環境が厳しさを増すなか、新型コロナウイルスの感染状況は依然として先行きの不透明感が強く、さらに供給制約の長期化やエネルギー・原材料価格の高騰は、地域経済にも大きな影響を及ぼしています。

このような環境のなか、当行は2022年４月から2025年３月までの３年間を計画期間とする新中期経営計画「Innovation for “Purpose”」をスタートいたしました。新中期経営計画では、当行の強みを深掘りしつつ、地域社会やお客さまの期待に応えていくことで、昨年11月に制定したパーパス『私たちは「つなぐ」力で 地域の未来をつむぎます』の実現を目指してまいります。

第137回定時株主総会の開催にあたり、ここに招集ご通知をお届けいたしますので、ご高覧いただければ幸いに存じます。

２０２２年６月

代表取締役頭取　深井 彰彦

企業理念

地域社会の発展を常に考え行動すること
これが私たちの事業です。

私たちは地域の一員としての責任を自覚し、広く皆さまとの信頼関係を深め、地域繁栄の担い手になりたいと考えています。そのために金融サービスの向上に努め、さらに活動分野を拡げながら健全な成長を続けます。そして産業・文化の発展と豊かな生活づくりのお役に立ちたいと願っています。

お客さまとの創造的な関係を深めること
これが私たちの仕事の原点です。

私たちはお客さまとの心のきずなを大切にし、お客さまにとって何が最良なのかを考え創りだしていきます。そのために何をすればよいのか、私たちの仕事はここから始まります。 お客さまとともに未来を築いていく、これが私たちの願いです。

よき企業人であるためによき市民であること
これが私たちの活動の基本です。

私たちはよき市民でありたいと思います。それが皆さまから共感と信頼を得られる第一歩となります。そのために良識を大切にし、社会における役割を積極的に果たしてまいります。 私たちはよき市民として日々の仕事に取組んでいきます。

一人ひとりの顔が見える表情豊かな組織であること
これが私たちの大切にする企業風土です。

私たちは個性を生かした活力あふれる組織を創ります。そのためにお互いの人間性を尊重し、充分な能力発揮の機会と的確な評価を大切にします。そして働きがいのある企業風土を培っていきます。

群馬銀行グループ「パーパス」

私たちは「つなぐ」力で 地域の未来をつむぎます

「つなぐ」力で

1932年に群馬大同銀行として誕生した私たちの原点は、お金の貸し手と借り手を「つなぐ」こと。すなわち、お金をお預かりし、それをお貸しして経済を循環させることであり、これからも私たちの主要な役割であり続けます。

さらに、お金（金融）だけではなく、地域・企業・人々を「つなぐ」ことや、私たちが持つサービスや情報などの資源を地域・企業・人々に「つなぐ」ことを通して、さまざまな価値と価値をつないだり、新たな価値を生み出したりすることが、社会から期待されていると考えています。

こうした社会からの期待に応えるために、これまでに培ってきた私たちならではの強みを活かしつつ、私たち一人ひとりが「つなぐ」ことに取組んでいきます。

例えば、私たちのネットワークや情報力を活かして、私たちが持つ資源をお客さまに「つなぐ」ことで経営課題を解決したり、後継者が未定のお客さまに次世代の担い手を「つなぐ」ことでお客さまや地域の未来を持続的にしたり、世界の投資機会をお客さまに「つなぐ」ことでお客さまの未来を豊かで安心にする、といったことが挙げられます。ひとつひとつの「つなぐ」は小さなことかもしれませんが、たくさんの「つなぐ」が、やがて利根川のように大きな流れとなり、地域の豊かな未来につながっていきます。

地域の未来をつむぐ

「地域」とは、私たちが本店を置く群馬県だけを表現するのではなく、私たちのネットワークがおよぶ地域や企業・人々といったステークホルダー全般を表現しています。

私たちが「つなぐ」力をもとに目指すべき「未来」は、経済的な豊かさだけではなく、地球環境の保全や、高齢化・人口減少など社会課題への取組みを通じた持続可能な社会です。「つむぐ（紡ぐ）」という言葉は、繭（まゆ）から取出した繊維をより合わせて糸を作ることを意味しますが、私たちが本店を置く群馬県は、世界遺産である富岡製糸場に象徴される繊維産業を中心に発展してきた地域です。こうした郷土の歴史を大切にしつつ、地域の豊かな未来をつむいでいく存在でありたいと考え、「つむぐ」という言葉に思いを込めました。

私たち群馬銀行グループは、「つなぐ」力で、地域のみなさまとともに、豊かな未来をつむいでいきます。

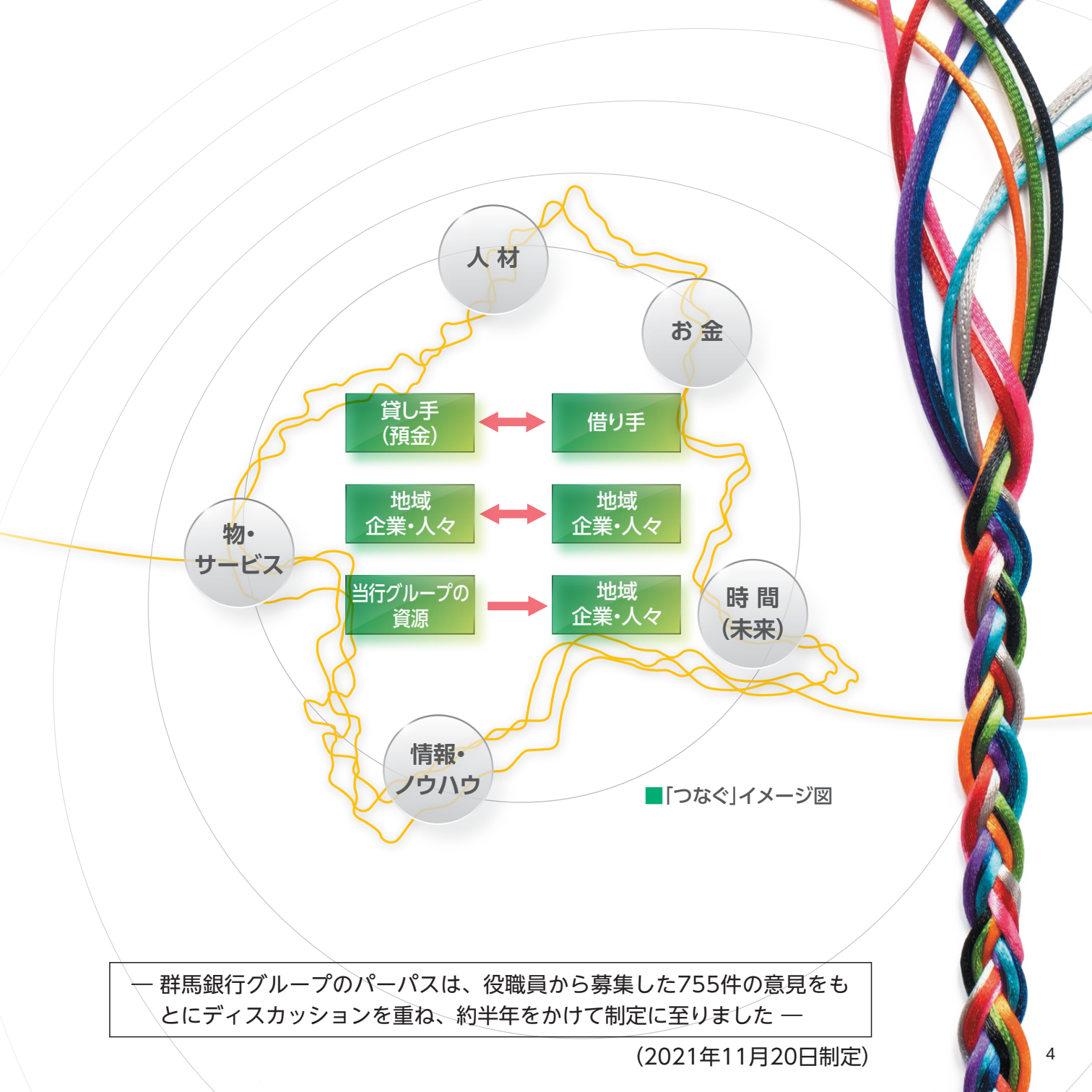

■「つなぐ」イメージ図

― 群馬銀行グループのパーパスは、役職員から募集した755件の意見をもとにディスカッションを重ね、約半年をかけて制定に至りました ―

(2021年11月20日制定)

証券コード8334
2022年6月2日

株 主 各 位

群馬県前橋市元総社町194番地
株式会社 群馬銀行
代表取締役頭取 深井彰彦

第137回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当行第137回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主さまにおかれましては、可能な限り同封の議決権行使書のご返送又はインターネット等により事前に議決権を行使いただき、当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。なお、議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後5時までに行使していただきますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時　2022年6月24日（金曜日）午前10時

2．場　　所　群馬県前橋市元総社町194番地
当行本店３階大会議室

3．目的事項

報告事項
1．第137期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
2．第137期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役９名選任の件
第４号議案　監査役２名選任の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

(1) 議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただき、インターネット等により複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(2) 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、下記①から③までの事項につきましては、法令及び当行定款第16条の定めにより、インターネット上の当行ウェブサイト〔https://www.gunmabank.co.jp/ir/〕に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」
②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

監査役が監査した事業報告、計算書類及び連結計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、計算書類及び連結計算書類のほか、上記①から③までの事項となります。会計監査人が監査した計算書類及び連結計算書類は、本招集ご通知に添付の計算書類及び連結計算書類のほか、上記②及び③の事項となります。

(3) 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当行ウェブサイト〔https://www.gunmabank.co.jp/ir/〕に掲載いたしますのでご了承ください。

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、代理人により議決権を行使される場合は、当行の議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。
◎ 当日当行では、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。

郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに「日本証券代行株式会社代理人部」に到着するようご返送ください。
なお同封の「個人情報保護シール」をご利用ください。

行使期限
2022年６月23日(木曜日)
午後５時到着分まで

インターネットによる議決権行使

当行指定の**議決権行使ウェブサイト**にアクセスしていただき次ページの画面の案内にしたがって、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト
https://www.e-sokai.jp

行使期限
2022年６月23日(木曜日)
午後５時まで

株主総会ご出席による議決権行使

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

株主総会開催日時
2022年６月24日(金曜日)
午前10時　受付開始：午前９時

機関投資家の皆さまへ
株式会社ICJに事前に申し込まれた場合には、同社が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使のご案内

パソコンの場合（議決権再行使の場合）

STEP 1

議決権行使ウェブサイトにアクセス
https://www.e-sokai.jp

〈PC向け議決権行使ウェブサイト〉
https://www.e-sokai.jpへ遷移します。

STEP 2

インターネットによる議決権行使についてをお読みいただき、**「次へすすむ」**をクリック

STEP 3

議決権行使書用紙に記載された**「議決権行使コード」**を入力し、**「ログイン」**をクリック**「パスワード」**を入力し、**「次へ」**をクリック

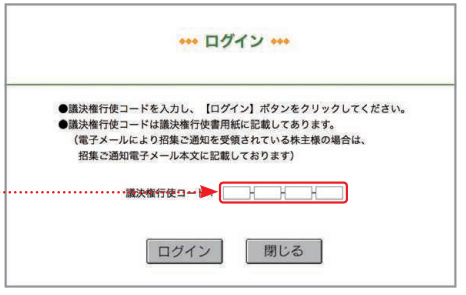

〔ご注意事項〕
●議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主さまのご負担となります。

スマートフォンの場合

「スマート行使」をご利用ください

議決権行使書用紙の右下に記載の専用QRコードから、「議決権行使コード」「パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインできます。

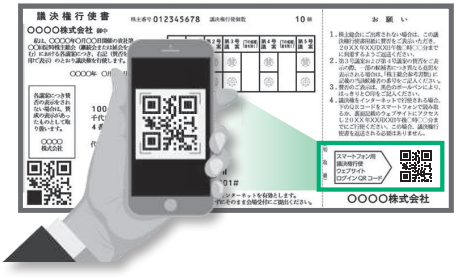

スマート行使による議決権行使は一回のみ可能です。

一度議決権行使をした後で行使内容を変更される場合、パソコン向けサイトで「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログインしてください。（QRコードを再度読み取っていただくとパソコン向けサイトへアクセスできます。）

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権行使でご不明な点につきましては下記にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 代理人部
ウェブサポート専用ダイヤル
0120-707-743
受付時間 午前９時～午後９時（土曜、日曜、祝日も受付）

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

利益の株主還元につきましては、財務体質の強化に努めるとともに安定的な配当を継続する基本方針の下、業績連動型の株主還元を実施することとしております。なお、配当と自己株式取得額を合わせた株主還元率は、単体当期純利益に対して40％を目安としております。

当期の剰余金の処分につきましては、内部留保に意を用いるとともに、当期の収益状況等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。なお、当期の年間配当総額と自己株式取得額を合わせた株主還元率は、単体の当期純利益に対して39.9％となります。

1 期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金　銭
2	株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額	当行普通株式１株につき　金７円 配当総額　2,874,646,187円 （なお、中間配当金として１株につき７円をお支払いいたしましたので、当期の年間配当金は１株につき14円となります。）
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2022年６月27日

2 その他の剰余金の処分に関する事項

1	増加する剰余金の項目及びその額	別途積立金	10,000,000,000円
2	減少する剰余金の項目及びその額	繰越利益剰余金	10,000,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

1.　変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものであります。

(1) 変更案第16条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第16条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2.　変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条　当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	＜削　除＞

現　行　定　款	変　更　案
＜新　設＞	（株主総会参考書類等の電子提供措置） 第16条　　当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ②　当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
＜新　設＞	附　則 1. 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年９月１日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第３号議案　取締役９名選任の件

取締役９名全員が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者番号		氏名		現在の当行における地位	取締役会出席状況
1	再任	堀江　信之（ほりえ　のぶゆき）		取締役副頭取	12回中12回出席（100%）
2	再任	深井　彰彦（ふかい　あきひこ）		取締役頭取	12回中12回出席（100%）
3	再任	入澤　広之（いりさわ　ひろゆき）		常務取締役	12回中12回出席（100%）
4	新任	後藤　明弘（ごとう　あきひろ）		常務執行役員	—
5	新任	武井　勉（たけい　つとむ）		常務執行役員	—
6	新任	内堀　剛夫（うちぼり　たけお）		常務執行役員	—
7	再任	近藤　潤（こんどう　じゅん）	社外取締役候補者 独立役員	社外取締役	12回中12回出席（100%）
8	再任	西川　久仁子（にしかわ　くにこ）	社外取締役候補者 独立役員	社外取締役	12回中12回出席（100%）
9	再任	大杉　和人（おおすぎ　かずひと）	社外取締役候補者 独立役員	社外取締役	10回中10回出席（100%）

候補者番号 1

堀江（ほりえ） 信之（のぶゆき）

●生年月日 1956年1月10日

再任

●所有する当行の株式の数
201,288株

●取締役会出席回数
12/12

略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4月	当行入行
2000年 2月	当行深谷上柴支店長
2002年 3月	当行人事部主任人事役
2004年 6月	当行人事部副部長
2005年 6月	当行熊谷支店長
2007年 6月	当行法人部長
2009年 6月	当行執行役員宇都宮支店長
2011年 6月	当行執行役員人事部長
2012年 6月	当行取締役兼執行役員人事部長
2013年 6月	当行取締役人事部長
2014年 6月	当行常務取締役コンプライアンス部長
2015年 6月	当行常務取締役 リスク統括部、コンプライアンス部、総務部担当
2016年 6月	当行常務取締役 人事部、リスク統括部担当
2017年 6月	当行専務取締役 営業統括部、ローン営業部、コンサルティング営業部担当
2017年10月	当行専務取締役 営業統括部、ローン営業部、コンサルティング営業部、資産形成サポート部担当
2019年 6月	当行取締役副頭取 人事部、リスク統括部、秘書室担当（現在）

取締役候補者とする理由

人事部門のほか、営業部門、コンプライアンス部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2012年６月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としました。

候補者番号 2

深井（ふかい） 彰彦（あきひこ）

●生年月日 1960年11月3日

再任

●所有する当行の株式の数
212,114株

●取締役会出席回数
12/12

略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月	当行入行
2003年 6月	当行大阪支店長
2005年 6月	当行桐生支店長
2007年 6月	当行太田支店長
2009年 6月	当行リスク統括部長
2011年 6月	当行総合企画部長
2013年 6月	当行取締役総合企画部長
2014年 6月	当行常務取締役営業統括部長
2015年 6月	当行常務取締役 総合企画部、システム部、東京事務所担当
2016年 6月	当行常務取締役 総合企画部、システム部、東京事務所、秘書室担当
2017年 6月	当行専務取締役 総合企画部、システム部、東京事務所、秘書室担当
2017年10月	当行専務取締役 総合企画部、システム部、秘書室担当
2018年 6月	当行専務取締役 総合企画部、人事部、秘書室担当
2019年 6月	当行代表取締役頭取 全般（現在）

取締役候補者とする理由

企画部門、システム部門のほか、営業部門、リスク管理部門、人事・秘書部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2013年6月から取締役を、2019年6月からは代表取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としました。

候補者番号 3

入澤（いりさわ）　広之（ひろゆき）

●生年月日 1960年6月26日

再任

●所有する当行の株式の数
75,727株

●取締役会出席回数
12/12

略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月	当行入行
2003年10月	当行高崎支店統括次長
2005年 6月	当行所沢法人営業所（出張所）開設準備委員長
2006年10月	当行所沢支店長
2006年12月	当行審査部主任審査役
2009年 6月	当行審査部審査業務室長
2011年 6月	当行熊谷支店長
2014年 6月	当行総務部長
2016年 6月	当行執行役員総合企画部長
2018年 6月	当行常務執行役員総合企画部長
2019年 6月	当行常務取締役 総合企画部、総務部、システム部担当
2020年 6月	当行常務取締役 総合企画部、総務部、システム部、市場金融部担当（現在）

取締役候補者とする理由

企画部門のほか、審査部門、総務部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2019年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としました。

候補者番号 4

後藤（ごとう）　明弘（あきひろ）

●生年月日 1962年７月20日

新任

●所有する当行の株式の数
36,008株

略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月　当行入行
2005年10月　当行笠懸支店長
2008年 8月　当行人事部主任人事役
2010年10月　当行人事部副部長
2012年 6月　当行総合企画部副部長
2014年 6月　当行伊勢崎支店長
2016年 6月　当行監査部長
2017年 6月　当行執行役員監査部長
2018年 6月　当行執行役員人事部長
2019年 6月　当行常務執行役員人事部長（現在）

取締役候補者とする理由

人事部門のほか、監査部門、企画部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、新任の取締役候補者としました。

候補者番号 5

武井（たけい） 勉（つとむ）

●生年月日 1963年12月6日

新任

●所有する当行の株式の数
49,388株

略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年	4月	当行入行
2008年	4月	当行川越支店長
2010年	4月	当行人事部人材開発室長
2012年	6月	当行人事部副部長
2013年	7月	当行秘書室長
2015年	6月	当行渋川支店長
2017年	6月	当行執行役員宇都宮支店長
2019年	6月	当行常務執行役員営業統括部長
2019年	9月	当行常務執行役員本店営業部長
2021年	6月	当行常務執行役員前橋・伊勢崎・北毛地区統括（現在）

取締役候補者とする理由

地区統括役員として、前橋地区、伊勢崎地区、北毛地区の責任者を務めるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、新任の取締役候補者としました。

候補者番号 6

内堀（うちぼり）　剛夫（たけお）

●生年月日　1963年９月29日

新任

●所有する当行の株式の数
34,708株

略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年	4月	当行入行
2009年	8月	当行総合企画部主任調査役
2011年	6月	当行高崎東支店長
2013年	7月	当行営業統括部営業戦略室長
2014年	6月	当行総合企画部副部長
2016年	6月	当行太田支店長
2018年	6月	当行執行役員審査部長
2019年	6月	当行常務執行役員総合企画部長
2020年12月		当行常務執行役員総合企画部長 兼ぐんま地域共創パートナーズ株式会社代表取締役
2021年	4月	当行常務執行役員総合企画部長（現在）

取締役候補者とする理由

企画部門のほか、審査部門、営業部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、新任の取締役候補者としました。

候補者番号 7

近藤（こんどう） 潤（じゅん）

●生年月日 1950年７月20日

社外取締役候補者　独立役員　再任

●所有する当行の株式の数
30,700株

●取締役会出席回数
12/12

略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年	4月	株式会社SUBARU（当時の商号：富士重工業株式会社）入社
2003年	6月	同社執行役員スバル製造本部長兼群馬製作所長
2004年	5月	同社執行役員スバル原価企画管理本部長兼コスト企画部長
2004年	6月	同社常務執行役員スバル原価企画管理本部長
2006年	6月	同社常務執行役員スバル原価企画管理本部長兼 スバル購買本部副本部長
2007年	4月	同社常務執行役員戦略本部長兼スバル原価企画管理本部長
2008年	6月	同社取締役兼専務執行役員戦略本部長
2009年	4月	同社取締役兼専務執行役員
2010年	6月	群馬テレビ株式会社社外取締役
2011年	6月	株式会社SUBARU代表取締役副社長
2016年	6月	当行取締役（現在）
2017年	6月	株式会社SUBARU取締役会長
2021年	4月	国立大学法人群馬大学理事（現在）

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割等

株式会社SUBARUの取締役会長を務めるなど、企業経営についての豊富な経験及び幅広い見識を有していることから、こうした経験や知見を社外取締役として当行の経営に活かすことができる人物と判断し、取締役候補者としました。同氏は、2016年６月から当行の社外取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしており、今後も客観的な立場で当行の業務執行の監督を行うこと、また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員として検討プロセスに関与することを期待しております。なお、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準及び当行が定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、当行は株式会社東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。

候補者番号 8

西川　久仁子（にしかわ　くにこ）

●生年月日 1962年7月9日

社外取締役候補者　独立役員　再任

●所有する当行の株式の数
2,300株

●取締役会出席回数
12/12

略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年	4月	シティバンク, N.A.入社
1996年	2月	A.T.カーニー株式会社入社
2000年	9月	株式会社スーパーナース代表取締役社長
2010年	8月	株式会社ファーストスター・ヘルスケア代表取締役社長（現在）
2013年	4月	株式会社地域経済活性化支援機構社外取締役
2013年	6月	株式会社ベネッセMCM代表取締役社長
2015年	6月	オムロン株式会社社外取締役
2017年	5月	株式会社FRONTEOヘルスケア代表取締役社長
2018年	6月	AIGジャパン・ホールディングス株式会社社外監査役
2020年	6月	当行取締役（現在）
		株式会社ソラスト社外取締役
		AIGジャパン・ホールディングス株式会社社外取締役（現在）
2022年	4月	パナソニック株式会社社外取締役（現在）

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割等

外資系金融機関勤務、外資系コンサルティング会社勤務、人材派遣・紹介会社代表取締役を経て2010年に株式会社ファーストスター・ヘルスケアを設立し、現在も代表取締役を務めているほか、複数の企業の代表取締役や社外役員を務めるなど、企業経営について豊富な経験と幅広い見識を有していることから、こうした経験や知見を社外取締役として当行の経営に活かすことができる人物と判断し、取締役候補者としました。同氏は2020年６月から当行の社外取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしており、今後も客観的な立場で当行の業務執行の監督を行うこと、また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員として検討プロセスに関与することを期待しております。なお、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準及び当行が定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、当行は株式会社東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。

候補者番号 9

大杉（おおすぎ） 和人（かずひと）

●生年月日 1953年７月31日

社外取締役候補者　独立役員　再任

●所有する当行の株式の数
200株

●取締役会出席回数
10/10

略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4月	日本銀行入行
1986年11月	BIS（国際決済銀行）エコノミスト
1999年 6月	日本銀行松本支店長
2001年 5月	同行大阪支店副支店長
2003年 5月	株式会社産業再生機構RM統括シニアディレクター
2005年 7月	日本銀行金融機構局審議役・金融高度化センター長
2006年 5月	同行検査役検査室長
2007年 4月	同行政策委員会室長
2009年 4月	お茶の水女子大学客員教授
2011年 9月	日本銀行監事
2015年10月	日本通運株式会社警備輸送事業部顧問
2016年 6月	NISSHA株式会社（当時の商号：日本写真印刷株式会社）社外取締役（現在）
2018年 8月	フロンティア・マネジメント株式会社社外取締役（現在）
2021年 6月	当行取締役（現在）

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割等

日本銀行の支店長、検査室長、政策委員会室長、監事等を務めるなど、金融全般における高度な専門性と豊富な実務経験を有していることに加え、株式会社産業再生機構での民間企業の事業再生や、複数の企業における社外取締役の経験等で培った幅広い見識を有していることから、こうした経験や知見を社外取締役として当行の経営に活かすことができる人物と判断し、取締役候補者としました。同氏は2021年６月から当行の社外取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしており、今後も、客観的な立場で当行の業務執行の監督を行うこと、また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員として検討プロセスに関与することを期待しております。なお、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準及び当行が定める独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反のおそれがないと判断されることから、当行は株式会社東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。

(注) 1. 各候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。
2. 近藤潤氏、西川久仁子氏、大杉和人氏は、社外取締役候補者であります。
3. 近藤潤氏の当行社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって６年となります。
西川久仁子氏の当行社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって２年となります。
大杉和人氏の当行社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって１年となります。
4. 近藤潤氏が2018年６月まで取締役を務めた株式会社SUBARUにおいて、2017年10月に発覚した「完成検査に係る不適切な取り扱い」に関し、国土交通省から業務改善指示書を受領し、調査結果を同年12月に国土交通省に提出しました。また、調査過程で発覚した「燃費・排出ガス測定データの不正な書き換え」についても、2018年４月に国土交通省に報告しました。
5. 責任限定契約について
当行は、社外取締役として期待された役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結できる旨を定款で定めております。当行は近藤潤氏、西川久仁子氏及び大杉和人氏との間で、責任限定契約を締結しておりますが、各氏が再任された後は、当行は各氏との当該契約を継続する予定であります。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
・会社法第423条第１項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。
6. 役員等賠償責任保険について
当行は、会社法第430条の３第１項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役等が、その業務執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により塡補することとしております。なお、各候補者が取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、任期途中に当該保険契約の更新を予定しております。

第４号議案　監査役２名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役渡辺紀幸、福島金夫が任期満了となることから、新たに監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号　1

武藤（むとう）　慶太（けいた）

●生年月日　1963年３月19日

新任

●所有する当行の株式の数
39,008株

略歴、当行における地位及び重要な兼職の状況

1985年　4月	当行入行
2007年　8月	当行市場国際部海外取引支援室長
2009年10月	当行池袋支店長
2012年　6月	当行法人部副部長
2014年　6月	当行市場国際部長
2017年　2月	当行国際営業部長
2017年　6月	当行執行役員国際営業部長
2018年　6月	当行執行役員監査部長
2019年　6月	当行常務執行役員監査部長
2021年　6月	ぐんぎんコンサルティング株式会社代表取締役社長（現在） （常務執行役員待遇・出向）

監査役候補者とする理由

監査部門、国際部門のほか、当行グループ会社ぐんぎんコンサルティング株式会社代表取締役社長を務めるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見を活かすことにより、監査役としての職務を適切に遂行することができる人物と判断し、新任の監査役候補者としました。

候補者番号 2

笠原（かさはら） 寛（ひろし）

●生年月日 1955年７月６日

社外監査役候補者　独立役員　新任

●所有する当行の株式の数
―株

略歴、当行における地位及び重要な兼職の状況

1978年 4月　群馬県庁入庁
2011年 4月　群馬県総務部財政課長
2013年 4月　群馬県病院局長
2014年 4月　群馬県企画部長
2016年 4月　群馬県教育委員会教育長
2021年 6月　公益財団法人群馬県教育文化事業団理事長（現在）
2022年 3月　公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団理事（現在）

社外監査役候補者とする理由

群馬県において長年にわたる地方行政等の経験や実績があり、また幅広い見識を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、社外監査役としての職務を適切に遂行することができる人物と判断し監査役候補者としました。なお、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準及び当行が定める独立性基準を満たしており、一般株主との利益相反のおそれがないと判断されることから、当行は株式会社東京証券取引所に対して、独立役員として届け出る予定です。

（注）1. 各候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。
2. 笠原寛氏は社外監査役候補者であります。
3. 責任限定契約について
当行は、社外監査役として期待された役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結できる旨を定款で定めております。笠原寛氏が選任された後は、当行は同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
・会社法第423条第１項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

（ご参考）
取締役候補者及び監査役・監査役候補者の専門性と経験（スキルマトリクス）

【社内取締役・監査役】

氏　名	地　位	スキル区分							
		コーポレートガバナンス/サステナビリティ	地域経済	営業	市場運用	経営戦略/企画/規制対応/新規事業開発	人事	リスク管理	システム
堀　江　信　之	取締役会長	○	○	○			○	○	
深　井　彰　彦	取締役頭取	○	○	○	○	○		○	○
入　澤　広　之	専務取締役	○		○	○	○			○
後　藤　明　弘	常務取締役	○		○		○	○		
武　井　　勉	常務取締役	○	○	○			○		
内　堀　剛　夫	常務取締役	○		○		○			○
小板橋　信　也	監査役			○	○				
武　藤　慶　太	監査役			○				○	

【社外取締役・監査役】

氏　名	地　位	スキル区分							
		企業経営	金融（理論・行政・規制）	企業財務・会計（実務・理論）	企業法務（実務・理論）	マクロ経済	サステナビリティ	IT・デジタル・フィンテック	地域経済・行政
近　藤　　潤	取締役	○		○					○
西　川　久仁子	取締役	○					○	○	
大　杉　和　人	取締役		○			○			
田　中　　誠	監査役			○					○
神　谷　保　夫	監査役				○				○
笠　原　　寛	監査役						○		○

・上記は、取締役候補者及び監査役、監査役候補者が有する全ての専門性・経験・知見を表すものではありません。

当行における社外役員の独立性判断基準の概要

○当行における社外取締役または社外監査役候補者は、以下のいずれの要件にも該当しない場合に当行に対する独立性を有すると判断いたします。

(1) 当行を主要な取引先とする者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。

(2) 当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合には業務執行者。

(3) 当行から役員報酬以外に、多額（注１）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家。

(4) 最近（注２）において、上記（1）（2）（3）に該当していた者。

(5) 次のＡからＤまでのいずれかに掲げる者（重要（注３）でない者を除く）の近親者（注４）。

Ａ．上記（1）から（4）に掲げる者

Ｂ．当行の子会社の業務執行者

Ｃ．当行の子会社の業務執行者でない取締役

Ｄ．最近において、Ｂ、Ｃまたは当行の業務執行者に該当していた者

（注１）多額…過去３年平均で1,000万円以上の金額をいう。

（注２）最近…実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定した時点などをいう。

（注３）重要…業務執行者については役員・部長クラスの者、会計専門家・法律専門家については公認会計士・弁護士の資格を有する者をいう。

（注４）近親者…二親等以内の親族をいう。

以　上

第137期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）事業報告

1．当行の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果等

（主要な事業内容）

当行は、群馬県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、預金業務および貸出業務に加え、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、投資信託・保険商品等の窓口販売業務、信託業務等を行い、地域のお客さまに幅広い金融サービスを提供しております。

（金融経済環境）

当期のわが国経済は、期初から持ち直しの動きが続いたものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による、４月から９月末の緊急事態措置と年明けから３月にかけてのまん延防止等重点措置の実施が、その動きを弱めるものとなりました。個人消費は10月の緊急事態宣言解除後は持ち直しましたが、その後のまん延防止等重点措置の実施により、持ち直しの動きは弱いものとなりました。輸出は海外経済の回復を受け増加しましたが、後半はおおむね横ばいとなりました。設備投資は、持ち直しの動きがみられました。生産は、供給制約の影響が残るものの、持ち直しの動きがみられました。雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響が残る中で弱い動きが続きました。

県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状態の中、基調としては持ち直したものの、そのテンポは弱まりました。個人消費は、一部サービス消費における下押し圧力は依然強く、全体として持ち直しの動きは弱まりました。設備投資は緩やかに増加しましたが、公共投資は悪化基調が続きました。住宅投資は持ち直しましたが、足元では足踏みがみられました。生産は増加基調ではあるものの、半導体不足の影響などから一部で弱含みました。

金融面では、日本銀行の強力な金融緩和政策を受けて、長期金利の指標である新発10年国債利回りは、年内は概ね0.1％以下の水準で推移しました。しかし、年明け以降、米国をはじめとする海外金利の上昇を受け、10年国債利回りも0.2％を超える水準に上昇しました。

（事業の経過及び成果等）

こうした金融経済環境のなか、当行は、2019年４月から2022年３月までの３年間を計画期間とした中期経営計画「Innovation 新次元 ～価値実現へ向けて～」の最終年度を迎え、「金融サービスの革新により、お客さまニーズに応え、価値を実現する地域金融グループ」を目指した諸施策を展開してまいりました。

■損益状況

損益状況につきましては、資金利益が増加したことや経費の削減に努めたことなどから、コア業務純益は前年度比53億27百万円増加し319億46百万円となりました。

経常利益は、コア業務純益が増加したことに加え、与信費用が大幅に減少したことなどから、前年度比175億53百万円増加し344億44百万円、当期純利益は前年度比116億97百万円増加し233億78百万円となりました。なお、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度比129億34百万円増加し264億36百万円となりました。

コア業務純益

319億円
（前年度比 +53億円）

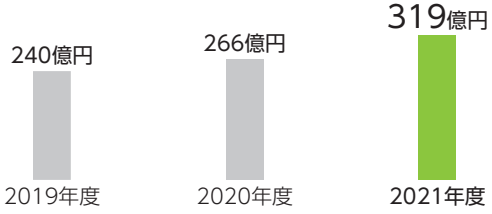

当期純利益

（単体）**233億円**（前年度比 +116億円）　（連結）**264億円**（前年度比 +129億円）

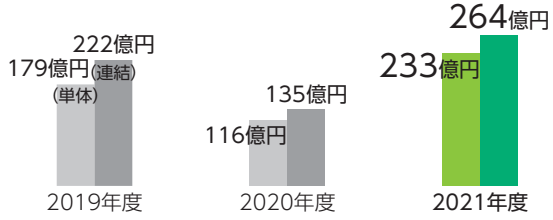

（注）連結は親会社株主に帰属する当期純利益

■財政状態

預金につきましては、個人預金が順調に増加したことから、前年度末比2,176億円増加（前年度末比+2.8%）し期末残高は７兆9,704億円となりました。貸出金につきましては、住宅ローンや法人向け貸出が増加したことなどから、前年度末比685億円増加（前年度末比+1.1%）し期末残高は５兆8,181億円となりました。

預金

79,704億円
（前年度末比 +2,176億円）

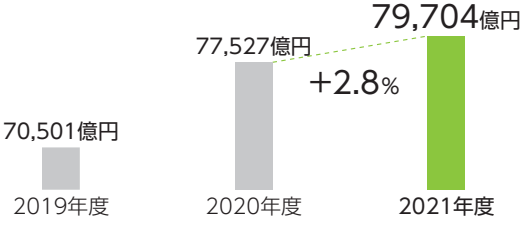

貸出金

58,181億円
（前年度末比 +685億円）

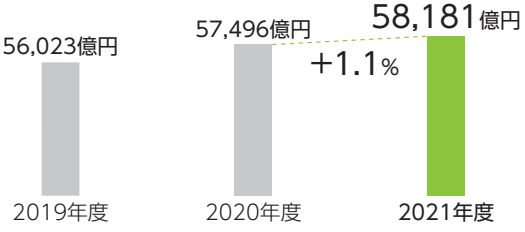

（2021年度の取組み）

「パーパスの制定」

2021年11月、当行グループの社会的な存在意義を表す「パーパス」を制定しました。当行グループが何のために存在し、独自の強みを活かして社会にどんなことを働きかけられるかという観点から、約半年間の検討を経て「私たちは『つなぐ』力で 地域の未来をつむぎます」と定めました。

当行では、パーパスを企業理念と並ぶ最重要概念と位置付け、パーパスを基軸とした経営に取り組んでまいります。

「地域の活性化に向けた取組み」

長引く新型コロナウイルスの影響や地域の人口減少など、社会課題に対応し、持続可能な地域づくりに貢献していくことが責務であると考えています。このような状況の中で、「地区統括役員」を新たに設置し、より深く各地域の課題やニーズに基づいて運営できる体制へ転換しました。

地域活性化の具体的な取組みとして、産学官金4機関による「みなかみ町の地域活性化に関する包括連携協定」を締結し、参画機関と連携してサステナブルな街づくりに向けた取組みを開始しました。また、群馬県内の飲食店の活性化を目的に、テイクアウト情報を掲載したホームページ「いただき Gunma!」を開設しました。

2021年12月には隣接する新潟県に主要な拠点を置く第四北越銀行と「群馬・第四北越アライアンス」を締結するとともに、2022年１月には栃木県に主要な拠点を置く足利銀行と「りょうもう地域活性化パートナーシップ」を締結しました。こうした連携協定を通して、地域産業の活性化や課題解決に向けた取組みを強化してまいります。

・2021年６月　地区ガバナンス体制（地区に関する管理体制・責任体制）の強化
・2021年９月　みなかみ町の地域活性化に関する包括連携協定の締結
　　テイクアウト専用ホームページ「いただきGunma！」の開設
・2021年12月　第四北越銀行との連携協定「群馬・第四北越アライアンス」の締結
・2022年１月　足利銀行との連携協定「りょうもう地域活性化パートナーシップ」の締結

「環境課題への積極関与などSDGsへの取組み」

「群馬銀行グループSDGs宣言」の重要課題の一つである「地球環境の保全と創造」に向けた取組みを強化するため、当行における温室効果ガス排出量削減目標を見直し、「温室効果ガス排出量2030年ネットゼロ」を目標として設定しました。

更に、気候変動や人権問題などの環境や社会課題の解決に向け、サステナビリティを考慮した投融資を行うため、「環境・社会に配慮した投融資方針」を制定するとともに、再生可能エネルギー等の普及・促進に向けた取組みを幅広く支援するため、総額500億円の「GBグリーンファンド」（投融資枠）の創設や、地方銀行としては初となる「サステナビリティボンド」の発行にも取り組みました。

また、お客さまのSDGsやESG戦略に基づいて設定する目標の達成状況に応じて、金利等の融資条件が変動する「サステナビリティ・リンク・ローン」の取扱いを開始しました。

・2021年６月　サステナビリティ・リンク・ローンの取扱開始
　　「環境・社会に配慮した投融資方針」の制定
・2021年10月　「サステナビリティボンド」の発行
　　再生可能エネルギー開発支援に向けた投融資枠の創設
・2022年１月　「温室効果ガス排出量2030年ネットゼロ」の目標設定

「デジタル化の取組み」

デジタルを活用したお客さまの利便性向上と管理の厳格化を目的に、お客さまから通帳などをお預かりする際に発行する「預り証」を電子化しました。

すでに実現していた投資信託の申込みの電子化に加え、生命保険の申込みを電子化するとともに、融資契約をWEB上で完結できる「電子契約サービス」を導入し、各種手続きの時間短縮や利便性向上を実現しました。

また、個人のお客さま向けのスマートフォンアプリ「ぐんぎんアプリ」の提供を2022年４月から開始し、残高照会・振込・振替等の日常的な銀行取引の利便性が飛躍的に高まりました。

・2021年６月　お客さまとの物件授受（預り証）の電子化
・2021年７月　モバイルパソコンを活用した生命保険申込みの開始
・2021年10月　融資取引への「電子契約サービス」の導入
・2022年２月　「ぐんぎんアプリ」の提供開始日決定（2022年４月より）

（対処すべき課題）

わが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している上、地政学的リスクの高まりや資源価格の高騰に伴う世界的な物価上昇等により、先行きの不透明な状況が続いています。また、脱炭素化への対応や地域の人口減少・高齢化など、多くの社会課題への取組みが急務となっています。

このような状況の中で、当行グループは社会において何のために存在し、社会の未来に向けてどのような働きかけができるのかという思いをもとに、私たちの存在意義を改めて見つめ直し、2021年11月に「私たちは『つなぐ』力で 地域の未来をつむぎます」をパーパスとして制定しました。そして、制定したパーパスを基軸とした経営に取り組むことを明確にするため、名称を「2022年中期経営計画 Innovation for "Purpose"」とする新たな計画を2022年４月にスタートさせました。

新たな計画は、パーパスに基づき社会やお客さまの課題解決に積極的に取り組み、その結果として適正な利益を上げていくことで地域社会と当行双方の持続的な成長を目指すことや、過去と現在からの延長（フォアキャスティング）だけではなく、目指す未来から逆算（バックキャスティング）して策定したことが特徴です。

本計画では、パーパスを実現していくために、パーパスのコンセプトである「つなぐ」、「つむぐ」という言葉を用いて3つの基本方針を掲げました。

Ⅰ．『つなぐ・つむぐ』の基盤となるデジタル戦略の遂行

「地域のデジタル化」「お客さま接点のデジタル化」「行内業務のデジタル化」を推進し、お客さまの利便性向上や社会課題の解決に取り組んでまいります。

Ⅱ．５つの改革による『つなぐ』力の強化

「営業プロセス改革」「業務プロセス改革」「チャネル改革」「人材改革」「外部連携改革」を掲げ、パーパスの実現に資する当行の強みの強化を図ってまいります。

Ⅲ．『つなぐ』力の発揮により 未来を『つむぐ』

「地域」「企業」「個人」「グループ」「当行」という５つの視点から、社会やお客さまの課題に取り組み、地域の未来をつむいでまいります。

これらの３つの基本方針のもとで、当行の強みを深掘りしていくとともに、社会やお客さまの課題解決に取り組むことで、地域社会と当行グループの持続的な未来を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預金	6,808,474	7,050,138	7,752,757	7,970,410
定期性預金	2,028,871	1,967,084	1,922,715	1,856,041
その他	4,779,603	5,083,054	5,830,042	6,114,368
社債	30,000	50,000	50,000	50,000
新株予約権付社債	22,198	—	—	—
貸出金	5,565,495	5,602,306	5,749,625	5,818,127
個人向け	2,305,631	2,314,739	2,316,618	2,337,034
中小企業向け	2,351,778	2,388,363	2,517,678	2,466,038
その他	908,086	899,204	915,329	1,015,055
商品有価証券	1,355	1,722	823	942
有価証券	1,701,883	1,798,960	2,412,563	2,507,918
国債	293,368	346,546	679,159	788,507
その他	1,408,514	1,452,413	1,733,403	1,719,410
総資産	8,122,564	8,403,185	10,598,742	11,126,926
内国為替取扱高	33,883,299	34,132,451	35,262,839	35,725,012
外国為替取扱高(百万ドル)	5,809	5,551	4,275	3,337
経常利益	31,982	25,386	16,890	34,444
当期純利益	20,972	17,918	11,680	23,378
1株当たり当期純利益(円)	48.67	42.45	27.81	56.01
信託財産	1,984	4,899	8,953	12,056
信託報酬	20	36	53	52

(注) 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(ご参考)

連結業績の推移

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
総資産	8,140,134	8,416,864	10,615,756	11,148,539
純資産	531,959	488,028	548,093	529,256
経常収益	148,730	143,069	143,316	150,197
経常利益	35,785	31,523	20,082	39,111
親会社株主に帰属する当期純利益	23,321	22,280	13,501	26,436

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	2,988人
平均年齢	41年1月
平均勤続年数	18年1月
平均給与月額	406千円

(注) 1．平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2．使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
3．平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ．営業所数

	当年度末	
	店	うち出張所
群馬県	110	(21)
埼玉県	23	(—)
栃木県	10	(1)
東京都	9	(—)
神奈川県	3	(—)
千葉県	1	(—)
長野県	1	(—)
大阪府	1	(—)
国内計	158	(22)
米州	1	(—)
海外計	1	(—)
合計	159	(22)

(注) 上記のほか、海外駐在員事務所および店舗外現金自動設備の設置状況はそれぞれ次のとおりであります。

	当年度末
海外駐在員事務所	4か所
店舗外現金自動設備	50,598か所

ロ．当年度新設営業所

営業所名	所在地
松井田スマート出張所	群馬県安中市松井田町新堀245

(注) 上記のほか、当年度において株式会社セブン銀行との共同設置店舗外現金自動設備を1,152か所設置・604か所廃止、株式会社イーネットとの共同設置店舗外現金自動設備を150か所設置・272か所廃止、株式会社ローソン銀行との共同設置店舗外現金自動設備を349か所設置・297か所廃止、当行の店舗外現金自動設備を8か所設置・18か所廃止しました。

ハ．銀行代理業者の一覧
該当ありません。

ニ．銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ．設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	2,148

(注) 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．上記投資金額には、消費税および地方消費税を含んでおりません。

ロ．重要な設備の新設等
該当ありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ．親会社の状況

該当ありません。

ロ．子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
			百万円	%	
群馬中央興業株式会社	前橋市元総社町226番地	物品等の輸送、集配および現金自動設備の保守、運行、管理業務	10	100.00	—
ぐんぎん証券株式会社	前橋市本町二丁目２番11号	証券業務	3,000	100.00	—
ぐんぎんコンサルティング株式会社	前橋市元総社町194番地	コンサルティング業務	100	100.00	—
ぐんま地域共創パートナーズ株式会社	前橋市元総社町194番地	ファンドの組成・運営業務	100	100.00	—
ぐんぎんリース株式会社	前橋市元総社町171番地１	リース業務	180	50.00	—
群馬信用保証株式会社	前橋市元総社町194番地	保証業務	30	45.45	—

(注) 1．資本金は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3．上記６社は、連結対象の子会社および子法人等であります。また、その他の持分法適用会社は３社であります。
4．群馬財務（香港）有限公司は、2022年１月に清算結了いたしました。

（重要な業務提携の概況）

1．地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2．地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中央金庫を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。

3．地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス、コンビニ収納サービス、Webでの口座振替受付サービス等を行っております。
4．群馬県内の金融機関（当行、株式会社東和銀行、信用金庫、信用組合、中央労働金庫および農林中央金庫）の提携により、群馬ネット資金センター（略称 G-NETセンター）の相互利用による代金回収（G-NET代金回収サービス）の提供を行っております。
5．株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。
6．株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・現金自動入金・残高照会のサービスを行っております。
7．株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金・残高照会のサービスを行っております。
8．株式会社東邦銀行、株式会社足利銀行、株式会社常陽銀行、株式会社横浜銀行、株式会社山梨中央銀行、株式会社八十二銀行、株式会社栃木銀行の各行との提携により、現金自動設備の無料・割引相互利用サービスを行っております。
9．群馬県内５信用金庫（高崎信用金庫、アイオー信用金庫、利根郡信用金庫、館林信用金庫、北群馬信用金庫）とそれぞれ個別に提携し、現金自動設備の無料・割引相互利用サービスを行っております。
10．群馬県内３信用組合（群馬県信用組合、あかぎ信用組合、ぐんまみらい信用組合）とそれぞれ個別に提携し、現金自動設備の無料・割引相互利用サービスを行っております。
11．株式会社池田泉州銀行、株式会社きらぼし銀行、株式会社山陰合同銀行、株式会社四国銀行、株式会社千葉興業銀行、株式会社筑波銀行および株式会社福井銀行との間で、各行のデジタル化を連携・協働して進めていくための連携協定「フィンクロス・パートナーシップ」を締結しております。
12．株式会社千葉銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社滋賀銀行および株式会社琉球銀行との間で、「TSUBASAアライアンスに関する基本合意書」を締結しております。
13．株式会社第四北越銀行との間で、連携協定「群馬・第四北越アライアンスに関する基本合意書」を締結しております。
14．株式会社足利銀行との間で、地域の産業活性化・課題解決、お客さまサービスの向上を目的とした連携協定「りょうもう地域活性化パートナーシップ」を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
齋　藤　一　雄	取締役会長（代表取締役） 〔全般および監査部〕		
深　井　彰　彦	取締役頭取（代表取締役） 〔全般〕		
堀　江　信　之	取締役副頭取 〔人事部、リスク統括部、秘書室〕		
湯　浅　幸　男	常務取締役 〔審査部、事務統括部、事務集中部〕		
井　上　　聰	常務取締役 〔営業統括部、コンサルティング営業部、ライフサポート部、国際営業部〕		
入　澤　広　之	常務取締役 〔総合企画部、総務部、システム部、市場金融部〕		
近　藤　　潤	取締役（社外取締役）	国立大学法人群馬大学　理事	
西　川　久仁子	取締役（社外取締役）	株式会社ファーストスター・ヘルスケア　代表取締役 AIGジャパン·ホールディングス株式会社　社外取締役	
大　杉　和　人	取締役（社外取締役）	NISSHA株式会社　社外取締役 フロンティア・マネジメント株式会社　社外取締役	
渡　辺　紀　幸	常勤監査役		
小板橋　信　也	常勤監査役		
福　島　金　夫	監査役（社外監査役）		
田　中　　誠	監査役（社外監査役）	タクス税理士法人　代表社員 翠星監査法人　代表社員 ホーチキ株式会社　社外監査役	（注）2
神　谷　保　夫	監査役（社外監査役）	りょうもう法律事務所　弁護士	

(注) 1．取締役近藤潤氏、西川久仁子氏および大杉和人氏並びに監査役福島金夫氏、田中誠氏および神谷保夫氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
2．監査役田中誠氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当の知見を有するものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、報酬諮問委員会での審議を経て2019年４月25日に開催した取締役会において、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する基本方針を定めた「役員報酬基本方針」を決議し、同年６月25日より施行しております。同方針の内容は次のとおりであります。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬諮問委員会が同方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその助言・提言を踏まえて、当行の決定方針に沿うものであると判断しております。

役員報酬基本方針

当行は役員報酬基本方針（以下「本方針」という）を策定し、本方針に基づいた考え方や手続きに則って、取締役報酬および監査役報酬に関する事項を決定する。

１．取締役報酬制度における基本的な考え方

○当行の経営方針の実現に資する取締役報酬制度とするべく、コーポレートガバナンス・コードの諸原則に基づき、取締役報酬制度における基本的な考え方を以下のとおり定める。

・当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献意欲を高めるものであること
・株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めるものであること
・業績との連動性を適切に保ち、健全なインセンティブとして機能するものであること
・不適切なリスクテイクに傾斜することのないものであること
・優秀な経営人材を登用または確保できるものであること
・取締役は一義的に当行全体の業績に責任を負う立場であることから、インセンティブ報酬を支給する際の個人別評価は、主管業務の業績よりも当行全体の業績への貢献に重きを置くものであること
・客観性および透明性のある決定プロセスによるものであること

２．報酬等の決定に関するガバナンス

○以下の事項について、別に定める報酬諮問委員会規程に基づき、委員３名以上、かつ委員の半数以上を独立社外取締役により構成する報酬諮問委員会が取締役会の諮問に応じて審議を行ったうえで、取締役会が報酬諮問委員会からの助言・提言を踏まえて決定する。

・取締役報酬および監査役報酬に関する株主総会議案
・取締役報酬に関する方針（本方針を含む）
・取締役報酬に関する制度（個人別の報酬内容を含む）
・上記各事項を審議するために必要な方針等、各事項に関して報酬諮問委員会が必要と認めた事項

○監査役報酬は、監査役の協議によって決定する。

3．報酬構成

(1) 社外取締役を除く取締役

【報酬構成の概要】

報酬の特徴	基本報酬	変動報酬		
		短期インセンティブ報酬	中長期インセンティブ報酬	
現金／株式	現金報酬		株式報酬	
業績連動性	業績非連動	短期業績連動	業績非連動	中長期業績連動
報酬の名称	月額報酬	賞与	譲渡制限付株式	パフォーマンス・シェア

○社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬である「基本報酬」と、業績等によって変動する「変動報酬」により構成する。

○「変動報酬」は、事業年度ごとの業績に基づく短期インセンティブ報酬としての「賞与」と、中長期的かつ持続的な企業価値向上につなげる中長期インセンティブ報酬としての「株式報酬」により構成する。

○「株式報酬」はさらに、一定期間継続して当行の取締役を務めることを条件とする事前交付型の「譲渡制限付株式報酬」と、当該条件に加え予め定めた業績等評価指標の達成状況を条件とする事後交付型の業績連動型株式報酬である「パフォーマンス・シェア」により構成する。

○各人の報酬構成割合は、報酬の絶対額等も勘案し、目指す水準を「基本報酬：短期インセンティブ報酬：中長期インセンティブ報酬＝３：１：１」とする。

(2) 社外取締役および監査役

○社外取締役および監査役の報酬は、それぞれの役割や独立性を考慮し、基本報酬のみにより構成する。

4．報酬水準

○当行の業績の状況をはじめ、当行を取り巻く環境や社会経済情勢、業界動向等を踏まえ、当行として適切な水準を決定する。

○また、地域のリーディングカンパニーとして、地域企業の経営者報酬と比較して相応のクラスに位置する水準であるよう意識するとともに、外部調査機関による調査（いわゆる役員報酬サーベイ等）へ定期的に参加することにより、当該調査データを参考に決定する。

5．業績連動報酬

(1) 賞与

○短期インセンティブ報酬という性質上、毎事業年度の業績向上への貢献意欲を高めることを目的に、評価指標として連結当期純利益を採用し、業績連動部分は連結当期純利益の達成状況に応じて、変動幅０～200％の範囲で報酬額を決定する。

(2) パフォーマンス・シェア

○中長期インセンティブ報酬という性質上、中長期的な企業価値の向上への貢献意欲を高めるとともに、株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めることを目的に、評価指標として以下の４指標を採用し、達成状況に応じて、変動幅０～200％の範囲で報酬額を決定する。

○原則毎事業年度、上記報酬額に相当する当行普通株式を業績評価期間（直前３事業年度）における在任期間に応じて合理的に調整のうえ交付する。

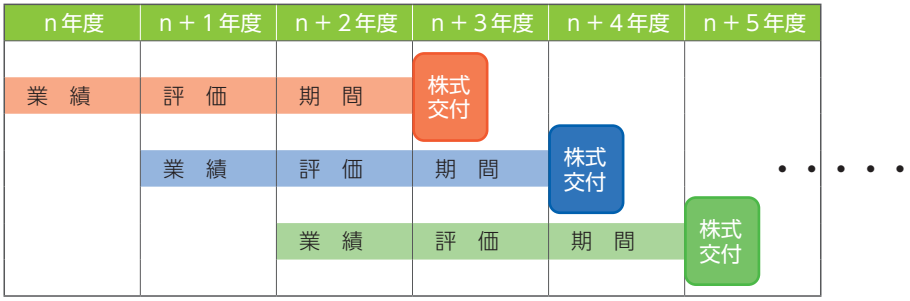

【パフォーマンス・シェアにおける報酬額算定で用いる評価指標の選定理由等】

評価指標	選定理由等
１株当たり連結当期純利益（連結EPS）	１株当たり当期純利益（EPS / Earnings Per Share）は、１株に対して当期純利益がいくらあるかという収益性を示す利益指標である。 当行は、パフォーマンス・シェアを中長期インセンティブ報酬の一つと位置付けており、その性質上、中長期における「結果」を反映した報酬であるべきとの認識の下、当該「結果」を測る指標として、第一に利益指標を挙げる。 その上で、単に連結当期純利益を用いるのではなく、株主から重要視される連結EPSがどれくらい成長したかを評価指標として採用する。

評価指標	選定理由等
連結業務粗利益経費率（連結OHR）	業務粗利益経費率（OHR / Over Head Ratio）は、業務粗利益に対する営業経費の割合であり、この割合が低いほど、より少ない営業経費で、より多くの業務粗利益を上げていることを示す効率性指標である。 企業の生産性や効率性の向上は、特にわが国においては社会的要請となっており、加えて、当行が属する銀行セクターにおいては、経費削減への取組みを注視されている状況にあることを踏まえ、中期経営計画の計数目標にも掲げている連結OHRを評価指標として採用する。
株主総利回り（TSR）	株主総利回り（TSR / Total Shareholders Return）は、期初に株式を購入した株主が、期初株価に対しどれだけの配当とキャピタルゲイン（評価損益）を得られたかを示す、株主にとっての投資の収益性を示す指標である。 こうした株主価値指標を評価指標として採用することは「株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高める」という本制度の導入趣旨に沿うものと考える。
SDGs経営指標（当行としてのSDGs達成への貢献を測る指標）	当行グループは、「群馬銀行グループSDGs宣言」に基づき、事業活動を通じてSDGsの達成に貢献し、持続的な社会の実現と経済的価値の創造に努めている。 国連が採択したSDGs17目標のうち、当宣言において当行が特に貢献可能であると定めた7目標に関連した経営指標のなかから評価指標として採用する。

6．株式報酬の返還・消滅条項に関する考え方

○過度なリスクテイクを抑制し、経営の健全性を確保するとともに、過度なインセンティブが要因となりえる会計不正等の重大な不祥事や過年度決算の大規模訂正を未然に防止することを目的に、一定の事由が生じた場合に株式報酬の全額または一部を返還・消滅させる条項（いわゆるクローバック条項、マルス条項）を設定する。

7．自社株保有に関する考え方

○株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めることを目的に、社外取締役を除く取締役を対象に、株式報酬を導入するとともに、別に定める「自社株保有ガイドライン」により、各人が役位に応じて一定量以上の当行普通株式を保有することを奨励する。

8．開示方針

○本方針について、以下の開示資料や媒体を通じてステークホルダーに適切に開示する。
（有価証券報告書、株主総会参考書類、コーポレート・ガバナンスに関する報告書、ホームページ　など）

以　上

②取締役及び監査役の報酬等の総額

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			
			月額報酬 (業績非連動)	賞与 (業績連動)	譲渡制限付株式報酬 (業績非連動)	パフォーマンス・シェア (業績連動)
取締役	10名	311	207	59	44	—
監査役	5名	59	59	—	—	—

(注) 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．業績連動報酬として、社外取締役を除く取締役に対して、「賞与」および「パフォーマンス・シェア」を支給することとしております。「賞与」の算定の基礎として選定した評価指標の内容、および選定した理由並びに算定方法については、役員報酬基本方針 5．業績連動報酬（1）賞与に記載のとおりであります。なお、当事業年度における同実績は「親会社株主に帰属する当期純利益26,436百万円」であります。
「パフォーマンス・シェア」の算定の基礎として選定した評価指標の内容、および選定した理由並びに算定方法については、役員報酬基本方針 5．業績連動報酬（2）パフォーマンス・シェアに記載のとおりであります。なお、当該株式の交付は、原則として直前３事業年度の業績評価期間終結後に行われることとなります。当事業年度で制度導入から３年が経過しましたが、今後評価を行うため交付するか否かおよび交付株式数は確定しておりません。
3．非金銭報酬等として、社外取締役を除く取締役に対して、「譲渡制限付株式報酬」および「パフォーマンス・シェア」で構成する「株式報酬」を交付することとしております。詳細は、役員報酬基本方針 3．報酬構成（1）社外取締役を除く取締役【報酬構成の概要】、および 5．業績連動報酬（2）パフォーマンス・シェアに記載のとおりであります。また、当該株式報酬の内容およびその交付状況は「当行の株式に関する事項」に記載のとおりであります。
4．取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
・2012年６月26日開催の第127回定時株主総会において、取締役の報酬額（確定金額報酬および賞与）を年額360百万円以内、監査役の報酬額を年額80百万円以内と決議しております。同定時株主総会終結時の取締役の員数は12名（うち社外取締役は１名）、監査役は５名であります。
・2019年６月25日開催の第134回定時株主総会において、社外取締役以外の取締役を対象とする株式報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度と業績連動型株式報酬制度を導入し、両制度を合わせて年額120百万円以内かつ年50万株以内としております。同定時株主総会終結時の取締役の員数は９名（うち社外取締役は２名）であります。
・2020年６月24日開催の第135回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションから譲渡制限付株式への移行措置として、再任取締役を対象にして、既に付与済みの未行使株式報酬型ストックオプションを権利放棄し当行が無償で取得するかわりに、同数の譲渡制限付株式を割り当て、2020年度（第136期）に限り、本制度へ移行するために既存の現金報酬枠並びに株式報酬枠とは別枠を年額240百万円以内で設定することを決議いたしました。同定時株主総会終結時の取締役会の員数は９名（うち社外取締役は３名）であります。
5．員数には、当事業年度に退任した取締役１名を含めております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
近藤　潤	会社法第423条第１項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
西川　久仁子	
大杉　和人	
福島　金夫	
田中　誠	
神谷　保夫	

(4) 補償契約

イ．在任中の会社役員との間の補償契約

該当ありません。

ロ．補償契約の履行等に関する事項

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行取締役、監査役、執行役員等	当行は、会社法第430条の３第１項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役等が、その業務執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況	当行と当該兼職先との関係
近　藤　　潤	国立大学法人群馬大学　理事	当行との間で通常の銀行取引を行っております。
西　川　久仁子	株式会社ファーストスター・ヘルスケア 代表取締役 AIGジャパン・ホールディングス株式会社　社外取締役	当行との間に記載すべき重要な関係はありません。
大　杉　和　人	NISSHA株式会社　社外取締役 フロンティア・マネジメント株式会社 社外取締役	当行との間に記載すべき重要な関係はありません。
田　中　　誠	タクス税理士法人　代表社員 翠星監査法人　代表社員 ホーチキ株式会社　社外監査役	当行との間で通常の銀行取引を行っております。
神　谷　保　夫	りょうもう法律事務所　弁護士	当行との間で通常の銀行取引を行っております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
近　藤　　潤	5年9ヶ月	当期開催の取締役会12回すべてに出席しております。	上場企業の取締役会長を務めるなど、企業経営についての豊富な経験および幅広い見識を有しており、客観的な立場で当行の経営の監督を行うことを期待しております。取締役会においては、経験や知見を活かした積極的な発言を適宜行い、業務執行に対する監督を果たすとともに、全体最適の視点より有益な意見を述べております。 また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員としてこれらの委員会にすべて出席し、積極的に意見を述べ、検討プロセスに大きく関与しております。
西　川　久仁子	1年9ヶ月	当期開催の取締役会12回すべてに出席しております。	複数の企業の代表取締役や社外役員を務めるなど、企業経営についての豊富な経験および幅広い見識を有しており、客観的な立場で当行の経営の監督を行うことを期待しております。取締役会においては、経験や知見を活かした積極的な発言を適宜行い、業務執行に対する監督を果たすとともに、全体最適の視点より有益な意見を述べております。 また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員としてこれらの委員会にすべて出席し、積極的に意見を述べ、検討プロセスに大きく関与しております。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
大　杉　和　人	9ヶ月	当期の在任期間中に開催した取締役会10回すべてに出席しております。	金融全般における高度な専門性と幅広い見識を有しており、客観的な立場で当行の経営の監督を行うことを期待しております。取締役会においては、経験や知見を活かした積極的な発言を適宜行い、業務執行に対する監督を果たすとともに、全体最適の視点より有益な意見を述べております。 また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員としてこれらの委員会にすべて出席し、積極的に意見を述べ、検討プロセスに大きく関与しております。
福　島　金　夫	7年9ヶ月	当期開催の取締役会12回および監査役会15回すべてに出席しております。	長年にわたる地方行政等の経験や実績に基づいた幅広い見識に基づき発言を適宜行っております。
田　中　　誠	5年9ヶ月	当期開催の取締役会12回および監査役会15回すべてに出席しております。	公認会計士としての豊富な経験および幅広い知見に基づき、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
神　谷　保　夫	1年9ヶ月	当期開催の取締役会12回および監査役会15回すべてに出席しております。	弁護士としての豊富な経験および幅広い知見に基づき、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数（人）	銀行からの報酬等
報酬等の合計	7	46

(注) 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．支給人数には、退任した取締役1名を含んでおります。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	1,351,500千株
発行済株式の総数	425,888千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

26,896名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	59,552 千株	14.50 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	16,844	4.10
群馬銀行従業員持株会	13,371	3.25
明治安田生命保険相互会社	11,056	2.69
住友生命保険相互会社	10,657	2.59
東洋製罐グループホールディングス株式会社	7,330	1.78
日本生命保険相互会社	6,467	1.57
株式会社三井住友銀行	5,948	1.44
株式会社日本カストディ銀行（信託口４）	5,391	1.31
STATE STREET BANK WESE CLIENT - TREATY 505234	5,035	1.22

(注) 1．持株数等は千株未満を、持株比率は小数点第３位以下をそれぞれ切り捨てて表示しております。
2．持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（15,224千株）を控除して計算しております。

（ご参考）

政策保有株式に関する事項

○当行は、政策保有株式について、取引先との取引関係の維持・強化、地域経済の活性化等、その保有意義が認められる場合において保有し、基本的には縮減していく方針としております。

○個別の政策保有株式について、中長期的な取引関係や経済合理性等を精査のうえ、総合的に保有の適否を判断いたします。なお、取締役会は経費・信用コスト控除後利益やRORA（Return on Risk-Weighted Assets）等の指標も用いて、定期的に保有の適否の検証を行っております。

○当行は、上記方針のもと政策保有株式の縮減を進めており、2022年３月期末における政策保有株式残高の連結純資産に対する比率は19.0%となりました。

なお、政策保有株式残高の連結純資産に対する比率は以下のとおりです。

政策保有株式残高（時価）の対連結純資産額比の推移

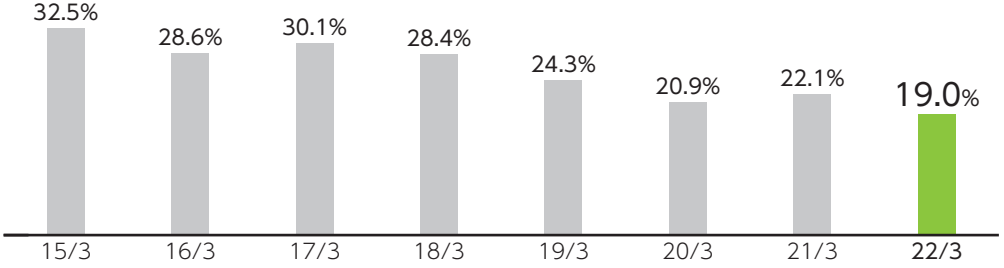

※非上場銘柄を含め、子会社・関連会社株式を除いております。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数（人）	譲渡制限付株式数（株数）
社外取締役を除く取締役	6	125,744

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員　森　重　　俊　寛 指定有限責任社員　川　口　　輝　朗 指定有限責任社員　日下部　　恵　美	71	(注) 2、3

(注) 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．監査役会が会計監査人の報酬等について同意した理由
当行監査役会は、取締役、行内関係部署および会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、これらについて相当であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
3．当行における公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務は、財務に関する相談業務等であります。
4．当行、子会社および子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、92百万円であります。
5．当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
6．上記の金額は、消費税および地方消費税を含んでおりません。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

イ．在任中の会計監査人との間の補償契約
該当ありません。

ロ．補償契約の履行等に関する事項
該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性や監査態勢等に問題が認められるなど、当行の監査業務に重大な支障を来すと判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当し、当行の監査業務に重大な支障を来すと判断したときは、監査役全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

ロ．子会社の会計監査人の状況

該当ありません。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

7. 業務の適正を確保する体制

○業務の適正を確保するための体制

会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、全役職員が法令・定款および「企業理念」を遵守した行動をとるための規範として、「企業倫理」、「行動指針」並びにコンプライアンスの基本規定である「コンプライアンス規定」を定める。

② コンプライアンスの徹底を図るため、行内統括部署をリスク統括部とし、取締役会が決定したコンプライアンス行動計画に従い、全行にわたるコンプライアンスの取組みを統括させ、定期的に取締役会に実践状況を報告させる。

③ コンプライアンスに関する重要事項の協議、実践状況の確認を行うため、コンプライアンス委員会を定期的に開催する。また、「内部通報制度取扱規定」に基づく「コンプライアンス・ホットライン」を設置する。

④ 反社会的勢力との関係を遮断し、これらを排除するための内部体制を整備する。

⑤ 提供する商品・サービスがマネー・ローンダリングやテロリストへの資金供与に利用され得るという認識の下、これらを防止するための実効的な管理態勢を構築する。

⑥ 取締役会は取締役の職務執行を監督するとともに、業務執行の適正を確保するための態勢整備に努める。

⑦ 監査役および業務執行部門から独立した監査部がコンプライアンスに関する監査を実施する。

⑧ 財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本規定」を定め、財務報告に係る内部統制が適切に整備および運用される体制を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令の定めるところによるほか、議事録・本部申請書等の文書の保存および管理に関する行内規定により適切かつ確実に保存・管理する。

② 取締役および監査役が必要に応じて閲覧できる保管体制とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 「リスク管理に関する基本方針」を定めて管理すべきリスクを認識し、個々のリスクの管理責任部署を定めるとともに、全行的なリスク管理の統括部署としてリスク統括部を設置し、リスクの適切な把握と管理を行う。

② 取締役会は、リスク管理に関する基本規程等重要事項を決定するとともに主要なリスクの状況について定期的に報告を受ける。

③ 大規模災害、大規模システム障害など不測の事態を想定した「危機管理計画」を策定し、定期的に訓練を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 「取締役会規程」に「付議基準」および「報告基準」を定め、適切かつ効率的な業務運営を図る。

② 職務の執行にあたっては、「職制規定」、「業務分掌規定」、「職務権限規定」により、執行権限、執行責任者を定める。

(5) 当行および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① グループ会社運営ルールに従い、業務上の重要事項については当行との協議制とするグループ経営管理を行う。また、グループ経営会議を定期的に開催し、業務執行状況、財務状況の把握や情報の共有化を図る。

② グループ会社各社は、コンプライアンスやリスク管理に関する規定等を定め、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢の確立を図る。また、内部通報制度を整備するとともに当行の「コンプライアンス・ホットライン」を活用できる体制とする。

③ 重大なリスクを伴う事項については、企業グループ全体の利益の観点から、監査部による監査を実施する。

④ 当行およびグループ会社各社は、相互に不利益を与えないようアームズ・レングス・ルールを遵守する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務遂行を補助するため、監査役補助職務を担う使用人（監査役スタッフ）を１名以上配置する。

(7) 前項の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

① 監査役スタッフは、業務の執行に係る役職は兼務しないものとし、取締役の指揮・監督を受けない監査役直属の使用人とする。

② 監査役スタッフの異動については監査役の同意を得ることとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 常務会等の会議およびグループ経営会議に監査役が出席し、意見を述べる機会を確保する。

② 当行およびグループ会社の役職員は、当行および当行グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には当該事実に関する事項、その他監査役が必要と認めた事項について、監査役に報告する。

③ 「内部通報制度取扱規定」を適切に運用することにより、当行およびグループ会社における法令違反その他のコンプライアンスに反する事項に関して監査役への適切な報告体制を維持する。

(9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に前項の報告を行った当行およびグループ会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

(10)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、費用の前払いや債務の弁済の請求をしたときには、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払いや債務の弁済を行う。

(11)監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、当行の運営に関する意見交換等を行い意思の疎通を図るとともに、相互認識と信頼関係を維持する。

② 取締役会は、業務の適正を確保するうえで重要な会議への監査役の出席を確保するなど監査環境の整備を図るとともに、監査役会が定める「監査役監査基準」を尊重する。

○業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当行は、業務の適正を確保するための体制について、原則として年１回、定期的に確認し、必要に応じて見直しを行っております。2022年４月開催の取締役会において、当事業年度における当該体制の整備・運用状況について年次検証を行いました。

(1) コンプライアンス体制

企業理念に則り、コンプライアンスの基本方針である「企業倫理」、コンプライアンスの遵守基準である「行動指針」並びにコンプライアンスの基本規定である「コンプライアンス規定」を定めております。また、コンプライアンス委員会を原則月１回開催し、コンプライアンス行動計画の策定や達成状況等について協議しております。

また、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止（以下、マネロン等防止）の基本方針や組織体制を規定した「マネー・ローンダリング防止およびテロ資金供与防止に関する規定」を定め、金融犯罪対策委員会を原則毎月開催するなど、マネロン等防止態勢の強化と実効性向上に取組んでおります。

(2) リスク管理体制

「リスク管理に関する基本方針」において、リスク統括部を全行的なリスクの管理部署と定義し、管理すべきリスクの種類を規定しており、リスク統括部はリスク管理関連部と連携して、当行全体のリスクの把握と管理に努めております。また、取締役会はリスク管理に関する基本規程等重要事項を決定するとともに、主要なリスクの状況について定期的に報告を受けております。

当事業年度では、金融庁が主催する金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習に参加し、洗い出された課題を踏まえ、サイバーセキュリティ管理マニュアルの改定を行うなど、危機管理体制を整備しました。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月開催しており、必要に応じて、臨時に開催しております。また、取締役会資料を事前配付し、十分な審議を行うための事前準備に要する時間を確保するなど、取締役へのサポート体制の充実に努めております。

当事業年度も、取締役会全体の実効性について、外部機関を活用した客観的かつ専門的な分析・評価を行い、課題を洗い出すなど、取締役会の機能向上に向けて継続的に取組んでおります。なお、当事業年度では、より大局的な視点で取組むべきテーマについて自由闊達な議論を深めていくべきとの課題認識のもと、取締役会の効率化および適正化を図るため、取締役会規程(付議・報告基準)を改定し、取締役会の実効性向上に取組みました。

また、取締役の指名や報酬に関する意思決定に独立社外取締役が適切に関与する体制を構築し、その意思決定手続きの客観性と透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、取締役会の諮問機関として「指名諮問委員会」並びに「報酬諮問委員会」を適切に運営しております。当事業年度では、「取締役候補者の選定」や「執行役員の選任」に関するプロセスにあたり、新任候補者層のスキルやアセスメントについて、指名諮問委員会の委員である独立社外取締役にレポーティングする態勢を構築し、同委員会の実効性向上に取組みました。

(4) 監査役監査の実効性の確保

監査役は、当行およびグループ会社の役職員から監査に必要な情報について随時報告を受けるとともに、常務会やグループ経営会議等の行内会議に出席し、意見を述べる機会を確保しております。また、監査役会直属の監査役室に監査役スタッフを配置しております。

当事業年度も、代表取締役と監査役との年２回の定期的な意見交換や、社外取締役と監査役との年４回の定期的な意見交換に加え、代表取締役を含む業務執行取締役と常勤監査役との意見交換を継続的に実施するなど、意思疎通に努めることで、監査役監査の実効性の確保につなげております。

8. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

10. 会計参与に関する事項

該当ありません。

11. その他

該当ありません。

計算書類

第137期末 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目		金額
資産の部	**現金預け金**	**2,650,108**
	現金	58,561
	預け金	2,591,546
	コールローン	**6,119**
	買入金銭債権	**5,706**
	商品有価証券	**942**
	商品国債	240
	商品地方債	701
	金銭の信託	**3,368**
	有価証券	**2,507,918**
	国債	788,507
	地方債	764,237
	社債	197,612
	株式	203,707
	その他の証券	553,853
	貸出金	**5,818,127**
	割引手形	22,745
	手形貸付	83,217
	証書貸付	5,191,027
	当座貸越	521,136
	外国為替	**34,244**
	外国他店預け	34,237
	買入外国為替	5
	取立外国為替	1
	その他資産	**59,759**
	前払費用	48
	未収収益	6,205
	金融派生商品	6,196
	金融商品等差入担保金	11,560
	その他の資産	35,748
	有形固定資産	**62,957**
	建物	18,579
	土地	39,076
	リース資産	650
	建設仮勘定	361
	その他の有形固定資産	4,290
	無形固定資産	**9,089**
	ソフトウエア	8,605
	その他の無形固定資産	484
	前払年金費用	**4,457**
	繰延税金資産	**1,591**
	支払承諾見返	**8,764**
	貸倒引当金	**△ 46,229**
資産の部合計		**11,126,926**

科目		金額
負債の部	**預金**	**7,970,410**
	当座預金	335,209
	普通預金	5,526,059
	貯蓄預金	103,593
	通知預金	22,273
	定期預金	1,855,669
	定期積金	372
	その他の預金	127,232
	譲渡性預金	**238,958**
	コールマネー	**70,496**
	売現先勘定	**8,153**
	債券貸借取引受入担保金	**732,995**
	借用金	**1,498,595**
	借入金	1,498,595
	外国為替	**534**
	売渡外国為替	284
	未払外国為替	250
	社債	**50,000**
	信託勘定借	**12,056**
	その他負債	**34,047**
	未払法人税等	781
	未払費用	3,707
	前受収益	1,780
	給付補填備金	0
	金融派生商品	17,969
	金融商品等受入担保金	2,529
	リース債務	651
	その他の負債	6,626
	役員賞与引当金	**59**
	役員退職慰労引当金	**180**
	睡眠預金払戻損失引当金	**367**
	ポイント引当金	**155**
	偶発損失引当金	**900**
	再評価に係る繰延税金負債	**7,377**
	支払承諾	**8,764**
負債の部合計		**10,634,054**
純資産の部	**資本金**	**48,652**
	資本剰余金	**29,114**
	資本準備金	29,114
	利益剰余金	**377,205**
	利益準備金	43,548
	その他利益剰余金	333,657
	圧縮記帳積立金	2,961
	別途積立金	304,650
	繰越利益剰余金	26,046
	自己株式	**△ 7,352**
	株主資本合計	**447,620**
	その他有価証券評価差額金	**31,973**
	繰延ヘッジ損益	**△ 137**
	土地再評価差額金	**13,415**
	評価・換算差額等合計	**45,251**
純資産の部合計		**492,871**
負債及び純資産の部合計		**11,126,926**

第137期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）損益計算書

(単位：百万円)

科　目	金　額	
経常収益		**116,633**
資金運用収益	**74,196**	
貸出金利息	53,531	
有価証券利息配当金	18,843	
コールローン利息	0	
預け金利息	980	
その他の受入利息	841	
信託報酬	**52**	
役務取引等収益	**19,920**	
受入為替手数料	4,348	
その他の役務収益	15,571	
その他業務収益	**6,400**	
外国為替売買益	1,755	
国債等債券売却益	4,453	
金融派生商品収益	45	
その他の業務収益	146	
その他経常収益	**16,063**	
償却債権取立益	2	
株式等売却益	14,634	
金銭の信託運用益	6	
その他の経常収益	1,419	
経常費用		**82,189**
資金調達費用	**1,858**	
預金利息	353	
譲渡性預金利息	113	
コールマネー利息	48	
売現先利息	9	
債券貸借取引支払利息	239	
借用金利息	48	
社債利息	218	
金利スワップ支払利息	778	
その他の支払利息	48	
役務取引等費用	**8,971**	
支払為替手数料	599	
その他の役務費用	8,371	
その他業務費用	**5,680**	
商品有価証券売買損	9	
国債等債券売却損	5,670	
営業経費	**53,608**	
その他経常費用	**12,069**	
貸倒引当金繰入額	6,666	
貸出金償却	6	
株式等売却損	3,701	
株式等償却	74	
その他の経常費用	1,620	
経常利益		**34,444**
特別利益		**2,493**
固定資産処分益	2,493	
特別損失		**1,820**
固定資産処分損	438	
減損損失	1,382	
税引前当期純利益		**35,117**
法人税、住民税及び事業税	**6,554**	
法人税等調整額	**5,184**	
法人税等合計		**11,739**
当期純利益		**23,378**

連結計算書類

第137期末 (2022年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目		金額	科目		金額
資産の部	現金預け金	2,651,118	負債の部	預金	7,959,333
	コールローン	6,119		譲渡性預金	209,258
	買入金銭債権	5,706		コールマネー	70,496
	商品有価証券	942		売現先勘定	8,153
	金銭の信託	8,268		債券貸借取引受入担保金	732,995
	有価証券	2,501,019		借用金	1,500,795
	貸出金	5,758,096		外国為替	534
	外国為替	34,244		社債	50,000
	リース債権及びリース投資資産	60,191		信託勘定借	12,056
	その他資産	78,824		その他負債	57,106
	有形固定資産	66,191		役員賞与引当金	59
	建物	18,818		退職給付に係る負債	362
	土地	39,550		役員退職慰労引当金	204
	リース資産	597		睡眠預金払戻損失引当金	367
	建設仮勘定	361		ポイント引当金	155
	その他の有形固定資産	6,863		偶発損失引当金	900
	無形固定資産	9,236		特別法上の引当金	0
	ソフトウエア	8,735		繰延税金負債	359
	その他の無形固定資産	500		再評価に係る繰延税金負債	7,377
	退職給付に係る資産	10,813		支払承諾	8,764
	繰延税金資産	1,488	負債の部合計		10,619,283
	支払承諾見返	8,764	純資産の部	資本金	48,652
	貸倒引当金	△ 52,485		資本剰余金	29,581
				利益剰余金	407,300
				自己株式	△ 7,352
				株主資本合計	478,181
				その他有価証券評価差額金	33,379
				繰延ヘッジ損益	△ 137
				土地再評価差額金	13,415
				退職給付に係る調整累計額	4,417
				その他の包括利益累計額合計	51,074
			純資産の部合計		529,256
資産の部合計		11,148,539	負債及び純資産の部合計		11,148,539

第137期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科　目	金　額	
経常収益		**150,197**
資金運用収益	**73,869**	
貸出金利息	53,281	
有価証券利息配当金	18,765	
コールローン利息	0	
預け金利息	980	
その他の受入利息	841	
信託報酬	**52**	
役務取引等収益	**21,544**	
その他業務収益	**38,399**	
その他経常収益	**16,331**	
償却債権取立益	2	
その他の経常収益	16,328	
経常費用		**111,086**
資金調達費用	**1,868**	
預金利息	353	
譲渡性預金利息	112	
コールマネー利息	48	
売現先利息	9	
債券貸借取引支払利息	239	
借用金利息	59	
社債利息	218	
その他の支払利息	826	
役務取引等費用	**8,222**	
その他業務費用	**32,459**	
営業経費	**55,503**	
その他経常費用	**13,031**	
貸倒引当金繰入額	7,505	
その他の経常費用	5,526	
経常利益		**39,111**
特別利益		**2,493**
固定資産処分益	2,493	
特別損失		**1,821**
固定資産処分損	438	
減損損失	1,382	
金融商品取引責任準備金繰入額	0	
税金等調整前当期純利益		**39,783**
法人税、住民税及び事業税	**8,062**	
法人税等調整額	**5,284**	
法人税等合計		**13,347**
当期純利益		**26,436**
親会社株主に帰属する当期純利益		**26,436**

監査報告書

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

株式会社群馬銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森重 俊寛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川口 輝朗
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日下部 恵美

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社群馬銀行の2021年４月１日から2022年３月31日までの第137期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作

成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

株式会社群馬銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森重 俊寛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川口 輝朗
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日下部 恵美

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社群馬銀行の2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社群馬銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。
監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第137期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受けるとともに、必要に応じて子会社に赴き調査をいたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月10日

株式会社　群馬銀行　監査役会

常勤監査役　渡　辺　紀　幸　㊞
常勤監査役　小板橋　信　也　㊞
社外監査役　福　島　金　夫　㊞
社外監査役　田　中　　誠　㊞
社外監査役　神　谷　保　夫　㊞

以　上

中期経営計画骨子

2022年　中期経営計画　Innovation for “Purpose”
（計画期間：2022年４月～2025年３月）

基本方針	1 「つなぐ・つむぐ」の基盤となる **デジタル**戦略の遂行	
基本方針	2 ５つの改革による 「つなぐ」力の強化	3 「つなぐ」力の発揮により 未来を「つむぐ」
戦略テーマ	■ 過程や自律性を重視した**営業プロセス改革** ■ 生産性向上に資する**業務プロセス改革** ■ 環境の変化やお客さまのニーズを捉えた**チャネル改革** ■ 創造力発揮に向けた**人材改革** ■ 強みの強化・補完を目的とした**外部連携改革**	■ **地域**のサステナビリティへの積極関与などSDGs・ESGへの取組み ■ **企業**へのコロナを踏まえた金融・本業・事業承継支援 ■ **個人**のお客さま一人ひとりに寄り添ったコンサルティング ■ **グループ**総合力による新事業の探索と既存事業の深掘り ■ **当行**の経営体質強化による「つなぐ」力の持続的発揮

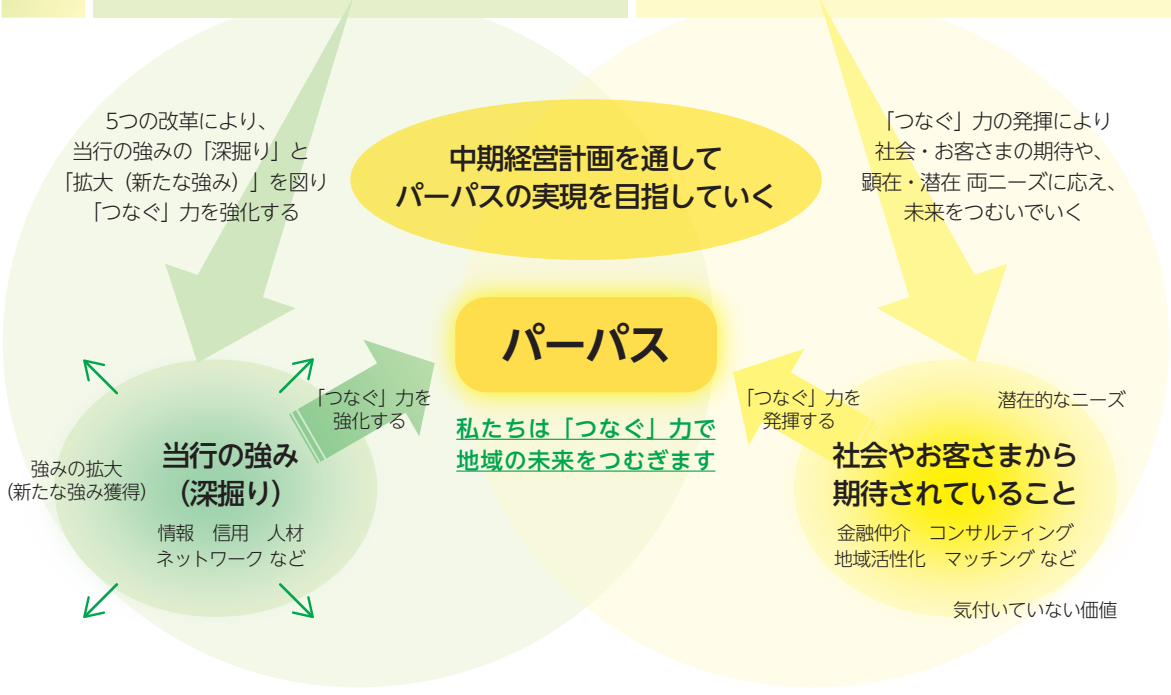

中期経営計画の位置づけ・背景

2022年中期経営計画は、現在の深掘り（フォアキャスティング）と
めざす未来からの逆算（バックキャスティング）の両面から
アプローチして3年間の計画を策定。

2019年 中期経営計画 「Innovation 新次元」

■ 深掘り

フォアキャスティング

3年間で必要なこと

■ 当行＋地域の脱炭素化の促進
■ 産業の持続的成長・新産業創出
■ 新たな事業の探索（種まき）
■ 地域のキャッシュレス推進
■ 事業承継・相続業務の強化
■ 環境変化を踏まえた人材力強化
■ コロナ対応（金融・本業支援）
■ コンサルティング業務深掘り
■ 当行＋地域のデジタル化の促進

バックキャスティング

パーパスにもとづく 「めざす未来」

■ 当行グループの「めざす未来」
地域社会と当行グループの
持続的な発展

■ 重点課題
・地域経済の持続的発展
・地球環境の保全と創造
・多様な人材の活躍推進
・パートナーシップの推進

計数計画（計数目標）

■ 計画最終年度（2025年３月期）における連結計数目標

項目（連結ベース）	目標	補足説明
コア業務純益	450億円	資金利益＋非金利業務利益－経費　＊投信解約益除き
非金利業務利益	250億円	役務取引等利益＋その他業務利益（債券関係損益除く）
親会社株主に帰属する当期純利益	300億円	連結損益計算書における当期純利益のうち、親会社株主に帰属する部分の利益
グループ会社最終利益	40億円	親会社株主に帰属する当期純利益－銀行単体当期純利益
RORA	0.7%以上	親会社株主に帰属する当期純利益／リスクアセット
OHR	55%程度	経費／（業務粗利益－債券関係損益）
ROE	5%以上	親会社株主に帰属する当期純利益／期首期末平均自己資本
総自己資本比率	13.5%以上	総自己資本／リスクアセット

当行ホームページに中期経営計画のアナリスト向け説明会資料を掲載しています。こちらより、ご覧いただけます。

https://www.gunmabank.co.jp/ir/library/pdf/2022/midterm.pdf

Environment［環境］

「温室効果ガス排出量2030年ネットゼロ」の目標設定

温室効果ガス排出量削減目標を見直し、地域の環境課題解決に積極的に取り組むことで、脱炭素社会の実現や社会の持続的発展に貢献していきます。

本店ビルの電力を再生可能エネルギー由来の電力に切り替え、本店ビルの電力による温室効果ガス排出量を実質ゼロにする等、目標達成に向けた取組みを一層強化しています。

●従来の目標

2025年度	2013年度比 23%以上削減
2030年度	2013年度比 26%以上削減

⇩

2024年度（中期目標）	2013年度比 50%削減
2030年度	ネットゼロ

※温室効果ガス排出量の算出範囲は、群馬銀行国内拠点におけるスコープ1、スコープ2

Social［社会］

みなかみ町の地域活性化に関する包括連携協定の締結

当行は、みなかみ町、株式会社オープンハウス、及び国立大学法人東京大学大学院工学系研究科と、産学官金4機関による「みなかみ町の地域活性化に関する包括連携協定」を締結しました。

本協定に基づき、地域の活性化・まちづくりを始動させ、協定参画機関が相互に緊密に連携しながら、みなかみ町の地域社会の発展と地域経済の活性化を目指してまいります。

●みなかみ町を開発場所として、4機関による産学官金連携による開発計画を策定し、「温泉街再生モデル」を構築。

包括連携協定機関	みなかみ町
	株式会社オープンハウス
	東京大学大学院工学系研究科
	当行

主な活動内容

・観光庁事業「既存観光拠点再生・高付加価値化事業」の活用提案。
・補助金申請のコンサル実施⇒廃墟建物撤去に係る補助金が採択される。
・有償ビジネスマッチングによる不動産仲介先、解体業者の紹介。

今後、本事例を県内の温泉（草津・四万・伊香保・磯部等）にも展開

Governance［企業統治］

当行は、地域社会の発展を常に念頭に置き、お客さまの金融ニーズへ的確に対応するとともに、資産の健全性確保、収益力の強化等により企業価値を高め、株主の皆さまや市場から高い評価を得ることを経営の基本方針としております。

この基本方針を実現するため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最も重要な課題と位置づけ、以下の3点に取組んでおります。

(1) 適正な経営の意思決定と効率的な業務執行体制の構築
(2) 健全な経営の基礎となるコンプライアンス体制とリスク管理体制の充実
(3) 透明性ある経営を目指した企業情報の適時適切な開示と積極的なIR活動

コーポレート･ガバナンス体制

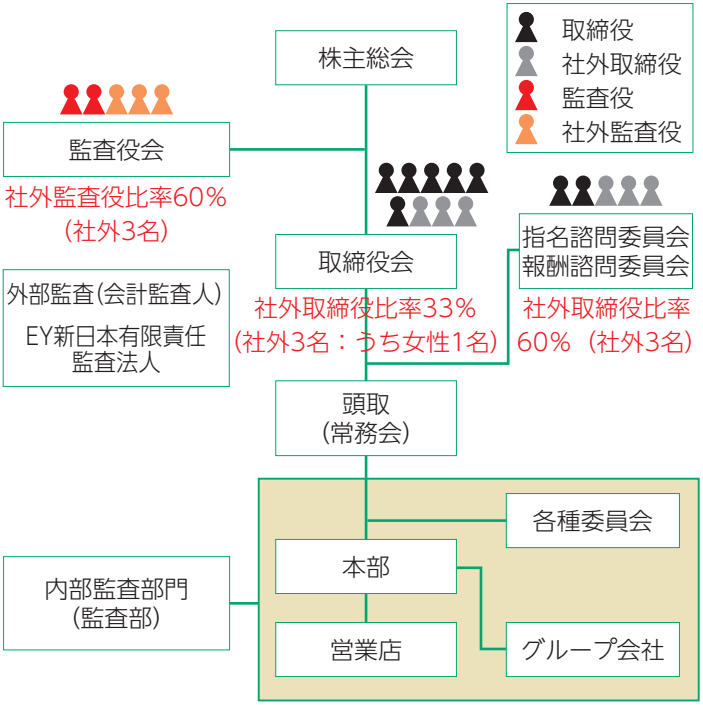

ガバナンス強化の取組み

《2018年度》 指名諮問委員会の設置
報酬諮問委員会の設置
《2019年度》 役員報酬基本方針の策定開示
譲渡制限付株式報酬制度導入
業績連動型株式報酬制度導入

コンプライアンス

取締役会をコンプライアンス最高責任機関とし、コンプライアンスに関わる重要事項については、取締役会の委任を受けたコンプライアンス委員会が審議を行っています。

リスク管理

取締役会は、リスク管理の重要性を充分認識し、経営方針等を踏まえたリスク管理の方針を決定し、リスク管理を重視する企業風土の醸成に努めています。

SDGs

持続可能な開発のための
アジェンダ 2030

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

SDGs 宣言と重点課題

SDGs宣言に基づき、事業活動を通じた社会•環境課題等への取組みを更に強化し、持続可能な社会の実現と経済的価値の創造に努めます。また、地域のお客さまにも広くSDGsの啓蒙•普及を図るとともに、SDGs達成に貢献するお客さま等を支援することにより、地域全体で持続可能な社会の実現に向けて取り組みたいと考えています。

なお、2022年4月、当行グループにおけるSDGs達成に向けた取組みをより一層進めるため、SDGs宣言を改定しました。

この改定では、当行の事業や営業エリア、SDGs17目標と169のターゲットに基づき、当行が特に貢献可能なSDGs3目標をSDGs宣言に追加し、新たな10目標に対して関連した重点課題と取組方針を定めています。

	⑨ **産業と技術革新の基盤をつくろう** インフラや成長分野への金融支援など、当行が大きく貢献できる分野。
	⑫ **つくる責任つかう責任** サステナビリティへの取組みに対する積極的な情報開示が求められる分野。
	⑬ **気候変動に具体的な対策を** 再生可能エネルギー事業支援や当行の温室効果ガス排出量削減等が直結する分野。

SDGs宣言と中期経営計画～Innovation for "Purpose"～

当行グループは、中期経営計画を通じてパーパス「私たちは『つなぐ』力で 地域の未来をつむぎます」の実現に取り組んでいくことが、SDGs達成への貢献および持続的な社会の実現と経済価値の創造につながっていくと考えています。(中期経営計画については63-64頁を、パーパスについては3-4頁を、それぞれご参照ください)

群馬銀行グループSDGs宣言

群馬銀行グループＳＤＧｓ宣言

(GB Sustainability Policy 2030)

私たちは、地域社会の発展を常に考えた事業活動の推進を通じて、
ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の達成に貢献し、
持続可能な社会の実現と経済的価値の創造に努めてまいります。

＜重点課題と取組方針＞

１．　地域経済の持続的発展

○ 地域の事業者の皆さまの成長支援や、地域活性化に向けた取組みを充実させるとともに、お客さまの多様なニーズに応じた金融サービスの提供により、地域経済の持続的な発展をサポートします。

○ 次世代の担い手を育成するため、地域の皆さまの金融リテラシー向上に向けた金融経済教育の充実や、持続可能なインフラ構築に向けた地域産業のイノベーション支援に取り組みます。

２．　地球環境の保全と創造

○ 環境保全や美しい環境の創造に取り組むお客さまの支援や、私たちの事業における環境負荷の低減に努めるとともに、気候変動対策の充実に取り組みます。

３．　多様な人材の活躍推進

○ 女性や若年層、シニア層などすべての職員が生き生きと活躍できる職場づくりに向けて、役職員の多様性を高め、その活躍に向けた育成や柔軟な働き方の実現に取り組みます。

４．　パートナーシップの推進

○ 地方公共団体や法人、個人のお客さまなどとのパートナーシップにより、地域全体で持続可能な社会の実現に向けて取り組みます。

※「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」
2015年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のためのアジェンダ2030」で掲げられた17の目標（ゴール）。
ＳＤＧｓは、Sustainable Development Goalsの略。
ＳＤＧｓでは、2030年までに貧困や飢餓撲滅、ジェンダー平等などの社会的課題や環境問題を解決し、持続可能な社会を実現していくことを目指している。

(1)TSUBASA アライアンス

当行は2020年12月1日付で地方銀行10行による広域連携「TSUBASA アライアンス」に参加し、銀行業務の高度化や効率化に協調して取り組んでいます。

TSUBASA アライアンスとは

TSUBASA アライアンスは、当行と同様の課題認識を共有する全国各地のトップバンク10行が広く連携する枠組みです。
共通する課題に協働して取り組むことで、参加行のトップライン向上とコスト削減を図りながら、地域の持続的な成長を目指していきます。

具体的な取組み

- TSUBASA アライアンスは合併や経営統合とは一線を画し、 各行の独自性を尊重しながら、事務・システムの共同化や相続関連業務、国際業務、グループ会社の活用など幅広い分野で協業を行っています。
- また、シンジケートローンの共同組成や相互招聘、お客さま同士のマッチングや地域創生への取組みなど地域やお客さまの支援にも協調して取り組んでいます。

(2) 群馬・第四北越アライアンス

当行と第四北越銀行は、2021年12月2日付で「群馬・第四北越アライアンス」を締結し、営業エリアが隣接し合う地理的特性を活かした連携を更に深め、地域への更なる貢献と企業価値の持続的向上に取り組んでいます。

GUNMA DAISHI HOKUETSU ALLIANCE

群馬・第四北越 アライアンス

主な連携内容

- 隣接エリアを中心とした両県の観光・物産振興や地域活性化に向けた連携
- 両行のお客さま基盤を活かした事業承継やM&A、ビジネスマッチングにおける連携
- 両行のグループ会社におけるノウハウの相互活用・連携
- 両行が保有する店舗などの共同利用・相互活用
- 人材育成・リスク管理における連携
- その他両県の経済活性化や課題の解決を通じた、地域社会の持続的な発展に向けた連携、等

(3) りょうもう地域活性化パートナーシップ

当行と足利銀行は、2022年1月24日付で「りょうもう地域活性化パートナーシップ」を締結し、両毛地区（群馬県南東部・栃木県南西部）を中心とした両行の重複営業エリアでの産業活性化・課題解決、お客さまサービスの向上に取り組んでいます。

主な連携内容

- シンジケートローンやサステナブルファイナンス等での連携
- 両行の投資専門子会社等の活用による、地域企業の成長・経営改善・事業再生・業態転換等の支援
- 事業承継やM&A支援などの本業支援における連携、等

りょうもう地域活性化 partnership

株主総会会場ご案内図

株主総会は群馬銀行本店３階大会議室で開催いたしますので、ご出席の場合は下記の案内図をご参照ください。

所在地：JR東日本 新前橋駅西口 徒歩約15分 群馬県前橋市元総社町194番地

電　話：027-252-1111（大代表）

お車でお越しの際は、当行本店南側にある駐車場をご利用ください。

会場へお越しの際は、本店営業部西側の階段またはエレベーターをご利用ください。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK